

令和7年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会

令和7年7月1日（火）

東京都庁第一本庁舎南塔 33階 特別会議室S1

【須藤契約調整担当部長】 それでは、定刻でございますので、これより令和7年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の須藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、全員オンラインでご出席をいただいております。

東京都の職員の出席者につきましては、配布資料のとおりでございます。

また、議案ごとに各事業執行局の職員も出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事進行役についてであります、小見部会長をお願いいたします。

それでは小見部会長、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 はい。どうも皆様、お忙しい中、また、お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい。それでは、契約調整技術担当課長をしております、米倉でございます。改めてよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本日は全体として3つの内容で構成してありまして、ややボリュームがある状況かと思われます。

1つ目、当委員会設置要綱第2号2条第6号に基づき、令和6年度の第1四半期に談合情報処理を行いました事案について、ご意見をいただきます。こちらの議案は1つでございます。

次に、同第2条第1号に基づく定例事案といたしまして、令和6年度の第1四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。議案は4つでございます。

その後最後ですね、継続して報告をしましりました過去に審議した案件について、意見交換の時間を取らせていただきます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。

本日の資料は事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まずA4縦の次第一式と、

「定例事案等の抽出について」というA4横の資料1枚、こちらに本日の案件の一覧がございます。

それから、本日ご意見をいただく議案1から議案5になります。

なお、資料は本日の委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後もお取り扱いには十分ご注意くださいよう、お願い申し上げます。

それでは小見部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【小見部会長】 はい。それではまず、本日の議案について資料1に沿って説明させていただきます。

令和7年度の定例事案の対象案件の抽出方法は、高額・高落札率の事案については、金額が高い順に上位100件の中から抽出すること。

社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。

1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっていますので、今一度ご確認ください。

それではこれより本題に入ります。

ここからは、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、議事概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。

では、取材等の方はご退席をお願いします。

【小見部会長】 それでは、まず議案1について準備ができましたら、説明をお願いします。

今、入って来られるんですね。

【米倉契約調整技術担当課長】 今、入っていますので、少々お待ちください。
(所管局職員入室)

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず議案1の事業所管局である、(所管局)の出席者を紹介させていただきます。

お手数ですが、自己紹介でお願いいたします。

【(所管局 A)】 (所管局 A)でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【(所管局 B)】 (所管局 B)でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案1をご覧ください。

令和6年5月に談合情報処理を行った事案でございます。

匿名の方から寄せられた情報について、(所管局)において談合情報処理検討委員会を開催したものでございます。

談合情報検討委員会は2回行われました。その結果、入札執行と判断したものでございます。

説明は以上になります。

【小見部会長】 はい。本件を含め各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところと思います。

それでは、本事案について、質問や意見のある委員をお願いします。

いかがでしょうか。

【森岡委員】 じゃあ森岡からよろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい。お願いします。

【森岡委員】 事前に質問を差し上げているところでもありますが、この2者、（非公表事項）で、実は何かやり取りがあったということを裏付けるような、例えば、下見積りの内容が似通っていたとかそういうようなことはないのでしょうかという、一応、質問をさせていただきます。

【（所管局 B）】 回答させていただきます。

両者とも、仕様書内容に沿って下見積りを提出していますが、内容面としては、特に似通った面は確認されておりません。

【森岡委員】 ありがとうございます。

あと2点、事前に質問していますが、これはいずれも特に時系列の確認ということですので、特にここで確認する必要はないかなと、私のほうでは思っております。

以上です。

【小見部会長】 はい。ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

【松本委員】 すみません。松本です。

【小見部会長】 はい。よろしくお願いします。

【松本委員】 事前のご説明の際に申し上げてはいるのですが、この談合情報の扱われ方については、そもそも（所管局）に対して、いわゆる官製談合が疑われている案件について、その当該担当を所管しているところで調査を行うこと自体に、問題があるのではないかと考えています。

というのも、当該（非公表事項）の人いきなり話を聞くということで、通常の調査では行われないプラクティスですし、当然、聞かれた人は関与していませんと言うに決まっているわけです。客観証拠を集めていないのに、当事者から話を聞くと、証拠を消されたりですとか、あとは関係者間で口裏合わせをされるというリスクがある中で、そういった調査をされること自体、方法としてはあまり適切じゃないと思います。本来であれば、そういうことが起こらないような調査体制を構築しておくべきであるということかと思えます。

こういったことを都民の方が知ることとなれば、一般的には、メディア等から東京都というのが内部の不正についてもみ消すような隠蔽体質があるのではないかとといった誹りを

受けかねないというふうに考えております。

やはり従前、前回の談合情報の案件の際にもお伝えして、恐らく対応されてはいるとは思いますが、談合情報を受領した後の手続の流れについては、第三者のアドバイスを受けるなどの、一定の第三者性だったり中立性が担保されて、それを外部から見てもある程度、説得的に説明できるような体制を構築しておく必要があると思います。

私からは以上です。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

今のご質問、ご指摘に関して、何かお答えされることはあるのでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 先生、ご提言ありがとうございます。

まさに今、先生がおっしゃっていただいたように、第三者ですとか、捜査というか聴取の公平性、公正性を担保するというので、先生が最後におっしゃっていただいたように、やり方のほうの見直しをしております。

昨年度の部会でご報告させていただきましたとおり、第三者性ということで、財務局、我々のほうに、まず所管局のほうから官製談合が疑われる情報がありましたら、情報をまず集約させていただくという取り組みですとか、先生がおっしゃっていただいたような、外部の方々という形で、必要に応じて弁護士の先生方などに相談させていただきまして、アドバイスもさせていただくといったようなことも見直しを進めさせていただいているところでございます。

また、警察等にも、情報が届いた時点で情報提供させていただくといったような見直しをしっかりと進めさせていただいてございます。

【小見部会長】 今のお話でちょっとお伺いしたいのですが、それで、去年のその件で見直しというので新たなフローというかスキームというか、フローを作られたと記憶しているのですが、今回のこの事案については、それが適用されているのでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 この事案につきましては、時系列の関係で、この事案が発覚したのが見直しを決める前の事案でございまして、前のやり方で実施しておりますが、ご報告させていただいて見直しをした以降につきましては、先ほど申し上げたような取り組みをしっかりと進めているところでございます。

【小見部会長】 はい。ということで松本先生、よろしいでしょうか。

【松本委員】 はい。今後、同様の案件が来た場合に、しっかりと運用されているかどうか確認していきたいと思います。どうもありがとうございました。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

【小見部会長】 はい。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご意見等がないようですので、ご質問はありましたけれども、それは手続を見直す前のことだったということでありますので、本件に関しては、談合情報処理が適正に行われていると確認できたということとさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

それではこれで、（所管局）の皆様、ありがとうございました。ご退席をお願いいたします。

（所管局職員退室）

（警視庁職員入室）

【米倉契約調整技術担当課長】 先生、よろしくお願いいたします。

こちら、準備整いました。

【小見部会長】 それでは続きまして、議案2について、準備ができましたらご説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 議案2の事業所管局である、警視庁の出席者を紹介させていただきます。

お手数ですが自己紹介でお願いいたします。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約調整担当）】 警視庁総務部用度課課長代理、契約調整の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 交通部交通規制課課長代理林田と申します。よろしくお願いいたします。

【警視庁 小野山交通総務課課長代理（会計担当）】 交通総務課課長代理、会計担当の小野山と申します。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは議案2をご覧ください。

同一事業者による長期継続受注の事案として提出されました案件で、件名は溶融式道路標示塗装工事単価契約（3）でございます。

本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望13者、指名10者、応札10者となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上になります。

【小見部会長】 それでは本事案について、質問や意見のある委員をお願いします。

【木下委員】 木下でございます。

毎期のように、警視庁発注で道路関係のいろいろな付帯する標識や何かの工事というのは出て、しかも割と長期同一が多いということで見えております。都内を幾つかの地域に分けて、同一地域、いわゆる同一管内は同じ業者さんが取る。

今回もそうなのですが、そう言いながら、各入札回は一定の数の希望があり、指名入札があつて、札入れもある。でも、なぜか毎回同じ業者さんがとるとというのが、ある意味不自然でもあり、何かこの優位差、この業者さんがこの地域を取れる優位差とかいうのがあるのかということをいつもお伺いしているのですが、今回のアトムテクノスという会社が6年にわたり、少なくとも長期同一で落札しているということについては、どういう優位性があるんだろうというふうにお考えでしょうか。お願いします。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 特にこれと言ったものは、事務所のある場所です。やはり、方面で範囲を決めて発注をしているので、その近くに事務所があるところが、やはり優位性があるのかなというふうに感じております。

これまでの契約状況を見ても、どの方面を見ても、事業所が近いところが落札をしているという状況にあると思っております。

【木下委員】 これは電子入札だと思うのですが、事業所が近いところ、つまり都内を各管内ごとに分けて、それぞれその近くにあるところが取るといったようなことが続いているのだと思うのです。

変な言い方ですけど、業者さん同士の間で、自分の近いところを一番頑張るけれども、ほかのところはお付き合いで入れるということになってくると、結局、同じようなことが繰り返される。本当に競争性があるのかどうかというところが、やや疑問もあるのです。

新しい事業者さんが取るということを積極的に考えてらっしゃるのか、それとも、結果として慣れた事業者さんが取るのは、警視庁としては、それはそれで結果として受け入れられているのか、その点はいかがでしょうか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 結果として、慣れたところが取っていただくのは、我々としてはすごく助かります。正直といったところ。ただ、新しいところが入ってきていただいても、同じような形でしっかりと施工をしていただければ、そこは妨げるものではないというふうに感じておりますし、競争が働けば働くほどいいのかなというふうには感じておりますが。

現状としては、やはり事業所が近いというところで、安く入札できるというところが、現実には入札の結果に表れているのかなというふうに考えております。

【木下委員】 私からの質問は以上でございます。

【小見部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、これは事前説明のときにお聞きしたかと思うのですが、令和7年ももう既に入札が終わっているのではないかと思います。その結果は分かりますでしょうか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 今回もアトムテクノスが契約をしております。

【小見部会長】 ということは、ずっとこれからも、いつまでか分からないですけど、当面続いていくというふうに考えるのが自然なのだと思います。何か競争性を働かせるために工夫されることというのはないのでしょうか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 これは、なかなか難しいと思っております。

1度、アトムテクノスが第1回目の契約が取れなかった年があるのですが、その次の年の落札率が非常に悪く、低くなっていて、ものすごく安い金額で入れてきて、やはり契約

を取っているというところもあります。

アトムテクノスという会社が、会社の体力といいますか、どうしても年度初めの工事を取りたいと。それを取れば、その年の会社として事業が成り立つと、そういうような見込みで本当に取りに来ているのだなというところは感じていますので、なかなかそこを…。

先ほどお話をさせていただいたとおり、また地の利もあります。それを上回るような形で示すことができるところが、現状としてはなかなかないというところで、なかなか難しいかなと考えています。

【小見部会長】 そうしますと、あれですね。今、おっしゃられたような事情ではあるけれども、結果として競争はちゃんとやって、競争に勝ちに行っているという。結果としてそこが取っているけれども、本気で取りにいったそれなりに安い値段を入れてきて、それで結果がずっと同じのが続いているということなのですね。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 はい。そのとおりであります。

【小見部会長】 はい。私からの質問は以上ですが、ほかにいかがでしょうか。

【松本委員】 松本です。

22ページの過去5年の入札状況の一番右の列を見ると、直近の年度、令和5年度は入札金額が前年よりも半分ぐらいになっているのですけど、これは何故ですか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 この額はどこの方面が、例えば、横断歩道が薄くなっている場所などを塗り直したり、一時停止の停止線が薄くなっているところを塗り直したりするということをする業務なのですが、その劣化状況がすごく多い方面と、差があるのですね。

その年によって、この方面は直さなくてはいけないと予想される数が多いという方面が出てきます。どうしても、調査をして。それがこの年は、この方面が少し少なかったというふうな形で、金額が下がっております。

【松本委員】 そうすると、もう具体的にやる内容は決まっているのですか。それとも、何か単に予想というか。

私の理解では、単価についてそれぞれ自社の単価を申告して足した金額だから、前年は大体同じだろうと思っていたのですが、そういうわけではなくて、もう何か具体的に施工する内容が大体把握されていて、その前提で入札されて入札金額が決まっているという、そういうことですか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 あらかじめ量のほう、予定の数量は仕様書などで示しています。これは想定範囲です。その範囲において単価を見ながら調整、金額の調整をしているというところですよ。

【松本委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況について、特に問題ないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは、何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 それでは、ご意見がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

警視庁の皆様、ありがとうございました。ご退席をお願いいたします。

(警視庁職員退室)

(水道局職員入室)

【米倉契約調整技術担当課長】 こちら、準備できました。

【小見部会長】 続きまして、議案3について、準備ができましたら説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 議案3の事業所管局である、水道局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【水道局 杉山契約課長】 はい。私、水道局経理部契約課長の杉山と申します。よろしくお願いいたします。

【水道局 柳田設備課長】 水道局浄水部設備課の柳田でございます。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは議案3をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は金町浄水場第1高度浄水施設電気設備等改良工事です。

本件は一般競争入札により発注を行ったものでありまして、申請が4者、資格確認4者、応札1者で、落札率は98.07%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

いかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。

これは、元施工はどこになるのでしょうか。

【水道局 柳田設備課長】 メタウォーター株式会社になります。

【森岡委員】 この、元施工が落としているケースは多いと思うのですが、この件で、元施工にとって有利な状況というか要素って、何かあるのでしょうか。

【水道局 柳田設備課長】 基本的には、今回出している電気設備工事は、どこの、ほかのメーカーでも作れるものであるということと、あと、こちら第一高度処理施設に限定された電気設備でございますので、特に明確に元請が有利になるというような状況はないと認識しております。

【森岡委員】 わかりました。ありがとうございます。

【小見部会長】 はい。ほかにいかがでしょうか。

私が、聞いたかもしれませんが、これ、金町浄水場というのはすごく大きいところだということですが、今、このA3のほうで、第一というので赤いハッチングがしてありますけれども、第二とか第三とかそういったものが近くにあるのでしょうか。

あと、その場合、そちらは例えばどういう、どこが落札しているとか、そういったことは分かりますでしょうか。

【水道局 柳田設備課長】 金町浄水場の場合は、第一のほかに第二という施設がございます。

これは築造した時期の違いでございまして、やはり、一遍に作るとその分、水処理できる量が限定されてしまうので、順次、築造してきたという経過がございます。

【小見部会長】 それで、そこについては、同じように改良工事等が発生していて、それを入札するということは、近年というか行われていないのでしょうか。

【水道局 柳田設備課長】 今回の、第一のほうは実は古うございまして、今後、第二については同様の工事が、もう少し先にはなると思いますが、出ていく予定はございます。

【小見部会長】 今のところ、発生してないということですね。

【水道局 柳田設備課長】 まだ、こちら、第一のほうは平成4年、1期のものが平成4年に運用を開始しているのですが、第二のほうはその後、17年経ってから運用を開始しているものなので、まだ、第一と比べれば比較的新しいもの、新しい施設になってございますので、近々ということでは、今、予定はしてございません。

【小見部会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【木下委員】 水道局のこの工事は、工事内容を見ても約3年かかる、非常に大型工事で、入札額も大きいですし、しかも、参加表明された4者ともいわゆる大企業、専門の大企業だと思うので。

そういう大企業であっても、1者入札で、辞退理由が、やはり配置技術者の手配ができないとかですね、そういうことでの入札辞退があるということについて、水道局としては、やはりこの重要な設備の工事を発注する相手を確保していくことについて、どのような方策をお考えでしょうか。

これからも、今回は1者入札が入りましたけれども、本当に全社とも人が足りないですなんてことになったら、工事が予定どおりできなくなってしまうと思うのですが、配置技

術者不足などによる入札辞退についての、御庁としての考え方などをお示してください。

【水道局 柳田設備課長】 はい。ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたとおり、配置技術者の確保というものは、各メーカーで非常に苦勞されているということは伺っておりますし、そういう認識でございます。

我々も実際、その配置技術者の不足を認識しておりますので、一番問題になるのが、工期の設定であるとか、余りにも工期が長くなってしまうと、その間、配置技術者を確保しなければいけないということもあるので、できるだけ適切な工程を設定するということですか。

あとは、なるべく発注を平準化する。ある時期に一遍に出してしまうと、やはり、今、言ったような問題というのが出てきてしまうので、できるだけそういったところを意識して発注をするように心がけているところでございます。以上です。

【木下委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題ないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは、何か改善の必要がある場合は、その改善策に係る意見について知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 はい。ご意見等はないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

水道局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(水道局職員退室)

(休憩)

(交通局職員入室)

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、よろしくお願いします。

【小見部会長】 それでは、続きまして、議案4について準備ができましたら、説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず議案4の事業所管局である、交通局の出席者を紹介させていただきます。

お手数ですが、自己紹介をお願いいたします。

【交通局 中島契約課長】 交通局契約課長中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【交通局 竹村保線課長】 工事を所管してございます建設工務部保線課長の竹村でございます。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは議案4をご覧ください。

1者入札及び同一事業者による長期継続受注の事案として抽出されました案件で、件名は都電荒川線軌道保守その他工事工種別単価請負工事（単価契約）でございます。

本件は希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望1者、指名1者、応札1者となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本議案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

それでは、私のほうからよろしいでしょうか。

この工事ですけれども、2ページというかこのA3を見る限り、主な工種というのはレールの埋設とか枕木とかということで、それほど特殊な工事ではないように思うのですが、何か、荒川線において特殊な技術的なハードルというか、条件というのはありますでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 はい。保線課長、竹村がお答えします。

まず、東京都交通局では、都営地下鉄4線におきましても、軌道保守その他工事について発注してございますが、いわゆる路面電車、荒川線ですね。都電荒川線が普通に路面電車として走っている唯一の軌道でございまして、その軌道保守工事ということでございます。

王子・飛鳥山等が代表になりますけれども、いわゆる、道路交通と一緒に路面電車が走っている場所等も抱えてございまして、そういった場所の補修については、道路工事、道路の補修工事等も伴うような発注をしております。

特殊性としては、通常のバラスト、レールといったところでは、先ほど申しました、高速電車、地下鉄とそれほど大きな違いはございませんけれども、道路に埋設されているレールと枕木等をいじる際には、当然、道路補修工事も伴ってまいりますので、そこに特殊性があるということでございます。以上でございます。

【小見部会長】 はい。ありがとうございます。

地下鉄とは確かに、今、おっしゃったように違いますけれども、地上の普通の電車で、例えば、踏切内だと一部アスファルトがあつたりするところはなかったでしたっけ。

【交通局 竹村保線課長】 私どもの荒川線については、今、おっしゃっていただいているように踏切のところの前後をアスファルトの舗装で仕上げているところもございます。

民間の電鉄さんも、大体、コンクリート板を、プレキャストの踏切板というのを入れておりまして、直接、道路舗装が踏切の直前まで。踏切内までそういったアスファルト舗装が入り込むということはあまりないかと思います。

【小見部会長】 はい、分かりました。

ということは、特殊性があるということなんだと思いますけれども。

それで、実際にはここ以外に指名をされていますけれども、どこでしたっけ。三軌工業さんでしたっけ。建設さんでしたっけ。ここもそういうのはできるだけの能力を、十分持っているというところでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 正直申し上げて、舗装工事を伴うような軌道の補修工事というのは、あまり実績もないかと思います。

私どもの、地下鉄の工事については入札参加していただいている業者さんではありますし、私どもが資格要件として出している軌道施工管理者の制度の取得者が多いということもありまして、発注時期、入札参加の希望時期について、そういった工事の発注も、私どもとしては予定しているというようなことも情報提供している中で、手を挙げていただいたというふうに想像してございます。

【小見部会長】 はい、分かりました。

そうすると、結果的に、この早川建設さんぐらいしか、安心して任せられるところはないというのが現状でしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 正直申し上げて、現状、あまりそれに取って代わるような業者さんというのは、なかなか見つけるのが大変だというのが実態でございます。

ちょっと補足的に言いますと、全国に、路面電車の事業者さんが、今、17都市で19事業者ございますが、北海道、札幌ですとか函館、南は熊本、鹿児島というところまでの19事業者でございまして。

関東は、先日開業しました宇都宮ライトレールも含め、3事業者、私どもも入れて東急の世田谷線と私ども荒川線と宇都宮ライトレールというところでございます。

その、宇都宮ライトレール並びに東急電鉄さんというのは、軌道会社を子会社に抱えているようなところもございまして、比較的そこで自分たちでやっているという感じでございます。

なかなか、それ以外の業者さんで、独立系のところで私どもの仕事をとってくれるというところが、手を挙げるように、参入については情報提供をしっかりとまいっておるところですが、なかなか。内容も含めて精査の上、会社としてなかなか、それを手を挙げて早川に対抗できるかというところでの判断が、各社様あるのかなというふうに考えてございます。

【小見部会長】 はい。でも、そうしますと、早川さんのほうに何かあった場合には、仕事が滞ってしまうということにもなると思うのですけれども、その辺りについてはどうお考えでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 早川さんがもし撤退をするという話になりますと、正直言って困ってしまうのですが……。

まず、大前提として、早川さんは、私どもの直営業務では少しボリューム感としてできない仕事について、少し小口のものをやっただいていただいているということであるので、緊急

対応とかそういったところでは、何とか直営の部分も、直営の職員も借り出して補修はしてございますけれども、それなりの、やはり大きな事業については、早川さん頼りになってしまうというのも事実でございます。

その中で、早川建設の会社として、私どもの荒川線の軌道保守事業がどのぐらいの、実際の普段の営業の、言い方は変ですけど、会社としての営業の、非常に主たる契約先になっているのも、それも事実でございまして、私どもの事業を撤退してしまうと、会社として非常に、経営にも影響が出てしまうような規模の仕事を取っていただいているというのが、実態でございます。

ということで、あまりうちを辞めてというところまでは想像があまり、しないで、今のところ来れているということになってございます。

【小見部会長】 はい。それは分かりましたけど、何らかの理由で、例えば、倒産してしまうとか、やはりそういう問題になるわけですよね。

ということですので、今回はともかくとして、将来的に何か育てていくとかそういうことも考えられたほうがいいような気がいたしました。これは感想です。以上です。

ほかにいかがでしょうか。

【松本委員】 松本です。

これまでの実績で、早川のほかに日信工業と三軌建設が手を挙げていたことがあったようにして。

ちょっと、日信工業がどういうプラクティスなのか、ホームページを見ても分からなかったのですが、三軌建設のほうは、一応路面電車の何か軌道の新設の実績とかもあるみたいなので、今後発注されるときに、発注というかこの会社が手を上げるか分からないのですけれども、今年も挙げて去年も挙げて、特に実績がないというわけではなさそうですという、すみません、感想です。

何かその、3者が毎年手を挙げて、いつも早川建設が取っているというのは、何かやや不自然な感じもするのですけれども。

特に、例えば、早川建設は、先ほどのお話だと、自社の事業のボリュームはさほど大きくないということなので、受注した案件を日信工業とか三軌を下請けに使っているとか、そういった関係性があるということはないのでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 お答えしますけど、私が知る限り、下請負の契約等で日信工業並びに三軌建設を使っているという話は聞いてございません。

元々、三軌建設さん、日信工業とも、地下鉄のほう、高速電車事業のほうの保守のほうは、私どもでしていただいているということで、私どもの発注工事については常日頃からアンテナを張って見ていただいている中で、荒川線の発注工事についても手を挙げていただいております。

実際、社内で1年間で、彼らも発注工事の中で技術者を立てなきゃいけないという中で、なかなか1年を通して、長い、今回の軌道保守工事の技術者として人を割けるかとい

ったことですか、諸々、社内的に荒川線のこの事業に手を上げるかどうかというところの判断で、手を挙げていただく年もあればそうではない年もあるというのが、今までの流れになってございます。

早川建設さんは、逆に言うと、もう取る気を持って、毎年手を挙げて技術者配置も事前から準備をしているというふうになってございますので、それで今に至っているというのが実態だというふうに考えてございます。

【松本委員】 分かりました。

ご認識としては、そうすると、結局競争が働いた結果、毎回早川が取っているという、そういう理解ですかね。

【交通局 竹村保線課長】 そうですね、はい。そのとおりでございます。

【松本委員】 ありがとうございます。

【木下委員】 1点お伺いしたいのですが、この工事概要のところで、直営作業の一部を単価契約にて発注というふうになっていまして、都営荒川線の、その東京都の中には、東京都の職員というか、この荒川線の直接雇用の職員の中で軌道保守工事を直営でできるような人たちというのは、まだ都の中の職員としてちゃんと確保できているのでしょうか。

というのは、発注がこういう形で、だんだん早川建設に集約している中で、都の側にも技術者とか作業の実態が分かる人がいなくなってしまうと、非常に保線の安全性とか、それを誰が保証するんだろうかと非常に心配なのですけども、この点はいかがでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 はい、お答えします。

私ども直営の職員は、現役職員ということで大体お考えいただければと思うのですが、事務所で、外注業者の仕事の監督行為をしている職員が中心なのですけれども、連携団体に東京交通サービスという団体がございしますが、そこの社員を、元、私どもの軌道保守の直営作業をやっていた人たちが、今、再就職をしております、その方に一時的には緊急対応やっただくような体制はとれてございますので。

そこまで大規模にやるということは、やはり外注の力を借りざるを得ませんが、緊急対応というレベルであれば十分できる体制はとれてございますので、ご安心いただければと思います。

【木下委員】 ありがとうございます。

要するに、この鉄道事業において、やはり線路の保全というのは重要な部門ですので、当然、業者さんに発注することは必要だと思いますけれども、ぜひ都の中にも技術力とか、それこそ発注力のようなものをきちんと確保するような対応もしていただきたいと思っています。

そうしないと、本当に早川建設に何かあったら、さくらトラムどうなっちゃうんだろうということで、事業の持続性に対しての不安を都民に与えないようにお願いいたします。

【交通局 竹村保線課長】 分かりました。ありがとうございます。

【小見部会長】 はい。ほか、いかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。

これは事前質問で既にお答えをいただいているところですが、当初の入札の後2回目のときに予定価格が下がっているというのは、これは計算の、何と言うか分量、工事の分量とかが減ったという、そういうことに伴うもので、単価そのものが下がったということではないという理解でいいでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 はい、そのとおりでございます。

不調になったことで、残りの年間工事の期間が短くなってしまったということが一番大きな原因になってございます。

【森岡委員】 分かりました。

あと、初めの入札のときに4回札を入れて、4回とも予定価格超過ということで、少しずつ早川建設は刻んで入れていてずっと超過で、最後2回目の入札では99.9で落としたということで。

これは憶測みたいな話なのですが、多分、長年もうここは札を入れておられるので、早川建設さんとして大体予定価格が読めるのではないかなという気がしているのです。にもかかわらず、こうやって細かく刻んで、それもちよっと超えるところをずっと狙ってきたというところに、何となく意図のようなものを私は、憶測なのですが、感じていて。

東京都の設定される単価、予定価格というものが、早川建設がやるに当たってやはりちょっと低いというような認識があって、あえてやっているのかななんて思ったのですけど。

すみません。東京都のほうでお答えがある話ではないと思うのですけれど、この入札行動について、何か思われることはありますでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 できれば、企業活動としては高い金額で落札できればというところが、まずあったかと思えます。

その中で、先ほど来、昨年度も一昨年度も、そういった実績については会社としての積み上げがあるでしょうから、その中で憶測する単価を入れてきたというところですが、昨今、非常に人件費の高騰等もあり読めない部分というのがあったかと思えます。

そんな中で、できるだけ高い金額で落としたいがゆえに、入札回数が増えてといったところで、やっと、下回ったところでの落札になったというふうに考えてございます。

【森岡委員】 分かりました。

なかなか、多分各社ともに努力をしている中で、かなり厳しいんだぞというアピールのように、何となく感じたものですから。

もちろん、その業者の言うなりにやる必要は全くないとは思いますが、かなり、早川建設でないとなかなか受けられない事案で、苦勞されているのかなというのをちょっと思ったというところです。感想めいた話で、失礼しました。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

ほかに、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】 それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】 はい。それではご意見等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

交通局の皆様、ありがとうございました。ご退席をお願いいたします。

(交通局職員退室)

(下水道局職員入室)

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、準備できました。準備整いました。

【小見部会長】 続きまして、議案5について、準備ができましたら、説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい、議案5の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。

お手数ですが、自己紹介をお願いいたします。

【下水道局 筑波契約課長】 下水道局経理部契約課長の筑波でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

【下水道局 池田設備設計課長】 同じく下水道局建設部設備設計課長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは議案5をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は森ヶ崎水再生センター(東)汚泥消化槽機械設備再構築工事でございます。

本件は一般競争入札にて発注したものであり、申請1者、資格確認1者、応札1者で、落札率は97.88%となっております。

工事の概要につきましては2ページ目の資料のとおりでございます。説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本議案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。いかがでしょうか。

【木下委員】 施工期間870日58億円という非常に大型の工事で、しかも20年ぶりの下水道に関する大きな設備の更新ということだと思います。

今のお話のように、希望1者、指名1者、そして入札、応札1者となると、もうほとんど競争入札としての形ではなくて、随意契約と同じような運用にというふうに見えてしま

います。

こういうように、ほぼ競争性が、これだけの金額の工事で、競争性が実際に発揮されていないということについて、その原因とか対策について、下水道局のほうで何かお考えがあればお願いしたいと思います。

【下水道局 筑波契約課長】 本件は実際1者での申込で、実際1者の入札となったわけではございますが、一般競争入札ということで広く公表をいたしておきまして、また実際にやれる会社も複数あるということが、一応分かっている状態での公表ということで広く募っておりますので、やはり、申込がある可能性は十分にあったということです。

また、入札された会社さんも、どこの会社が申込されたということは分からないということで、当然、一般競争入札でございますので、競争があるという前提で札を入れていらっしゃるということで、競争性については働いているものというふうに考えてございます。

【木下委員】 今のお話なのですけれども、受注可能性のある規模の、あるいは技術力の会社が複数あるということ、ある程度は役所のほうでお考えでしたら、例えば、希望1者の段階で、ほかの工事ですと追加指名というか、希望とは別に指名というようなこともされるようなのですが、そういうようなことで、競争性を確保していくというようなことはお考えでなくて、やはりもう1者で、希望があったらそのまま手続に進むというしかないというふうにお考えなのでしょうか。

これだけの、58億円って本当に大きな工事だと思いますので、もちろん能力の点は大事だと思うのですけれども、その点はいかがかと思ひまして、もう一度、改めてお伺いしたいと思います。

【下水道局 筑波契約課長】 木下先生のおっしゃるとおりで、希望制指名競争入札の場合は、申込が、当然、技術力があって申込が可能な業者さんがいれば、任意指名という形で競争性を高めるという選定をいたしております。

一般競争入札におきましては、まずこういった形で公表するという公告案の審議を経て、広く入札参加者を求め、公募も広く公表して希望をお受けするというところで、この申込された会社の資格確認という、資格、申込を公表したもの、要件を満たしているかの資格確認という審議は行っているのですけれども、一般競争入札でございますので任意指名という形は行っていないということになります。以上となります。

【木下委員】 そうすると、競争入札の形式というか、方式が希望制入札か一般入札かというところで、一般入札の場合はこのように1者入札であっても手続が進むのであれば、役所としてはその手続に従っていくという、そういう考え方で行われているということですね。

【下水道局 筑波契約課長】 はい、そのとおりでございます。

【松本委員】 松本です。

これもそもそも森ヶ崎水再生センターさんのこちらを最初に作ったところが三菱化工機

株式会社さんだったということですかね。

【下水道局 池田設備設計課長】 はい。ご指摘のとおりです。製造会社というか、三菱化工機になっております。

【松本委員】 そうということですね。

それで、なので、元々どういうふうにできているのか分かっているの、社内に資料もあるし応札しやすいということなのかと推察するわけなのです。

例えば、何かこれ地域じゃなくて、ちょっと分けて幾つかのプロジェクトに分けるとかという方法で、何か他社も入札しやすいように工夫したりすることはできないのでしょうか。今後の話ですけど。

【下水道局 池田設備設計課長】 ありがとうございます。

今回、元々消化槽が4槽ある中の2槽ということで、今、ご指摘のとおり分割して発注しているという状況になっております。

ですので、一括して大規模に出しているというわけではなくて、まずは1号槽と2号槽の2つを分けて出しているという状況です。

【松本委員】 ありがとうございます。

この平面図を拝見すると、幾つかの設備があるのかなと思ったのですが、58億円ですし、何かもうちょっと分けることはできなかったのかなと思ひまして、ご質問させていただいた次第です。

【下水道局 池田設備設計課長】 今、ご指摘いただいた平面図というのは、イメージ図のこと、こちらですね。

【松本委員】 A5の一般平面図を見ると、赤く囲ってあるところが複数拝見できたので、何かこれを分けたら少し1個1個が小さくてもう少し応札できる会社が増えるのかと思って、質問させていただいた次第です。

【下水道局 池田設備設計課長】 はい。

森ヶ崎水再生センターは、そもそも規模がちょっと大きいというのもありまして。

この消化ガス発電事業を下のイメージの絵にありますように、こういった様々な発電機だったり消化槽であったり、こういう設備が絡んで発電を行っているのですが、その設備を、必要最小限に分割して今回発注しまして、それでこの大きさになっているということです。

元々、森ヶ崎水再生センターは規模が大きいので、ちょっと大きく見えてしまうのですが、極力分割して、施工しやすいようにはなっていると考えています。

【松本委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 今のお話にちょっと絡めて、私から質問ですけど。

今、3号、4号はこれからという話ですが、それはもうちょっと先の話なのか。それとも、既に令和7年、次の年でもう既に、例えば、行われたとかそういうことはあるのでしょうか。

【下水道局 池田設備設計課長】 3号、4号は、この1号、2号が終わってからということになっていますので、令和9年の工期、終わった後に入ることになっています。

【小見部会長】 はい。分かりました。

そのとき、先の話だけど、そのときにもう一回、こういう入札になる可能性が高いと思うのですが、そのときに、また同じように1者入札にならないように、何か工夫されるような点はありますでしょうか。

ちょっと、まだ先だとはいえ、数年後にはやってまいりますので。

【下水道局 池田設備設計課長】 先ほど、契約のほうからお話がありましたけれども、発注方法についてはそういった形で、競争というか門も広くやっているのですけど。

設計の段階でも、入札参加資格を持っている16者のうち、2から4者ということで、複数者見積りをもらいまして、そういった事業が行われますよというか、そういった仕事設計としてやるということを複数社からもらっていますので、一応、我々としてはできることは今の段階ではやっているというふうに考えてはいます。

【小見部会長】 ということですが、結果的にこの今の案件では一者だったので、何か工夫しないと同じことになる可能性も高いかなと思いますので、何かもう少し複数者、手を挙げるように何か工夫していただきたいと思います。

何年か後の経済状況はどうなっているかちょっと、今、読めませんので、それにもよるかもしれませんが、その辺のところをお願いしたいと思う、これは感想です。

ほかにいかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。

この消化槽というものを、機械というか設備だと思うのですが、これ自体を作るメーカーと、それからこれをここに持ってきて設置してつなげるという仕事なのかなと勝手に思っているのですが、三菱化工機というのはこの消化槽自体を作っているメーカーということなのでしょうか。

【下水道局 池田設備設計課長】 消化槽は種類が幾つかありまして、例えば、鋼製構成、いわゆる鉄とかそういったステンレスとかそういったもので作っている場合は、例えば、機械メーカーとかが設置するのですけども、今回森ヶ崎にある消化槽は土木躯体ということで、コンクリートである、大きいものでできているということで、今回この消化槽そのものは三菱化工機が製造したものではないとなっております。

【森岡委員】 まだ分かってないのですけれど、コンクリートだと、今回コンクリートという話なのですか。

ちょっと中身が全然分かってないので申し訳ないのですけど。

【下水道局 池田設備設計課長】 今回、消化槽の工事は2つありまして、1つは今回我々のように消化ガス設備の再構築ということで、老朽化した配管であったり設備を再構築するのですけども、それプラス今回この消化槽を空にした機会に消化槽そのものを耐震補強する工事も同時に行っておりまして、こちらをいわゆるゼネコンさんというかそうい

うところが施工しているという状況になっております。

【森岡委員】 三菱化工機は今回、何をするのかというと。

【下水道局 池田設備設計課長】 消化槽から出るガスを配管で引き抜きまして、その圧力を上げて発電する設備のほうにガスを送るという、その送るまでの配管と設備を三菱化工機がやると。

【森岡委員】 分かりました。

なので、消化槽そのものにはかかわらず、消化槽から出たガスを運ぶ経路の部分の設備の構築とか再構築をする、そういうことですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 ご指摘のとおりです。

【森岡委員】 そうしたら、何か特殊な機械をここに備え付けるというのは、今回の工事の内容ではないので、別にメーカーかどうかというより、業者としてはその配管が要はできればいいという話ですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 そうですね。そのため一般競争入札という形を取らせていただいています。

【森岡委員】 今のお話を聞くと、三菱化工機ならではの何かノウハウとかは、元々の設備を知っているから、それは安心してやれるのでしょうかというのはあるのでしょうか、特殊なノウハウというまでは言えないのではないかというのは、基本的に発注側としてはお考えということですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 そういった視点で、広く募集しているところです。

【森岡委員】 とはいえ、やはりあれですか、消化槽から消化ガスを持って行ってガスタンクに詰めて、それがさらにというそういうところは、施設全体が見えている会社のほうが見極めとか見積りも含めてやはりやりやすいということになるのですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 その点については、ちょっと我々もなかなか把握が難しいのですけども。

そういったことが起きないように、発注の図面でも一般的に分かるような図面にしておりますので、基本的に三菱化工機しかできないと、そういった状況にならないようには発注しております。

【森岡委員】 下見積りを取られたというお話だったと思うのですが、これはこういう場でお答えいただけることかどうか分かりませんが、下見積りの段階で価格差というかばらつきというのは、そういうのは実際あったのですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 そうですね。各社さん、見積り先も当然お話はしていませんので、各社さんがそれぞれの強みを発揮できるところに価格差が発生するかと考えています。

【森岡委員】 やはり、今回落札した会社とかは強いというか、低い値段で出せそうな感じだったというのはあるのですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 そうですね。そんなに大きな開きがあるわけではな

いのですけども、価格の中で最も合理的なものを我々が採用する形はとっております。

【森岡委員】 細かい仕様とかそういうのをここでいろいろ見て、1者に偏らないようにしようとかというのは、やはり難しいものなのですか。

仕様としては客観的に大体こういうものと決まっている、そんな感じになるのですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 むしろですね、仕様をちょっと細かくというか一般的な仕様になっていますので、むしろそういった各社さんが見積りを出せるというか、そういった段階、状況に設定しております。

【森岡委員】 下見積りするときは、その各社とも現地に行ったりして見るものなのですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 そうですね。当然、希望があれば、見積りの参考というか、価格を出していただく際に当然必要になりますので、我々のほうで現場を案内して見ていただくということも行われます。

【森岡委員】 ほかの業者も一応、そういう下見積りに参加した業者とか、およそそこで採算性とかもいろいろ見ながら考えて、参加するかどうか考えているかもねというところですかね。

分かりました。ありがとうございます。

【小見部会長】 これ、私のほうからもう1点ですけど。

ここで、こういう水処理の案件というのは毎回必ず出てくるのですけど、今回のこのような工事というのはほかの水再生センターとかそういうところでも、普通にあるものなのですか。

【下水道局 池田設備設計課長】 東京都においては、この消化槽というのは森ヶ崎水再生センターにしかありませんので、我々のほうとしてはここ1カ所になります。

ただ、全国の自治体とかを見ますと、消化槽というのは一般的にある下水設備になっていますので、そういった工事は全国を見れば毎年あると考えています。

【小見部会長】 そうなのですね。東京都ではここだけなのですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題ないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは、何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見ありますでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

ご意見がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できた

ことといたします。

それでは下水道局の皆様、ありがとうございました。ご退席をお願いいたします。

(下水道局職員退室)

(下水道局職員入室)

【米倉契約調整技術担当課長】 今、下水道局のメンバーを交代していますので、少々お待ちください。

こちらは準備できました。よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 続きまして、本日は令和3年度の当部会において扱った事案について、これまで部会からの要請に基づき報告を受けてきたところですが、本件について意見交換等の時間を設けたいと思います。

準備ができましたら、説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。

お手数ですけど、改めまして自己紹介をお願いいたします。

【下水道局 重野管路管理課長】 下水道局の施設管理部の管路管理課長をしております、重野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【下水道局 筑波契約課長】 下水道局経理部契約課長の筑波でございます。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは事案の説明をさせていただきます。

本意見交換の対象は、令和3年度第1回及び第2回の第一監視部会にて議題となりました案件でございまして、ご意見を踏まえまして令和5年度第2回の第一監視部会において、随意契約に対する検証についてご報告をいたしました案件でございます。

当時、高額・高落札率事案及び1者入札の事案として抽出されまして、特命随意契約により契約を行ったものでございます。件名が公共ます設置工事（単価契約）でございます。

令和5年度第2回の第一監視部会において、次の意見をいただいているところでございます。

当面は現在の仕組みを継続しつつも、今後は局案のとおり、参入の意向について定期的に確認を行い中間報告をされたいということでございます。説明は以上になります。

【小見部会長】 ただいま概略の説明がありましたが、本件についても、事前に事務局から説明を受けているところと思います。

それでは本事案について、ご意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。

【森岡委員】 これはあれでしたっけ。ごめんなさい。事前のご説明のというのは、中間、令和7年5月の継続検証という説明資料が前提でよかったのですか。ちょっとすみません。間があいちゃったので。

【米倉契約調整技術担当課長】 そうですね。事前説明のときに説明させていただきます。

したこの青い資料でして、入札監視委員会の意見付議に対する継続検証、令和7年5月、下水道局と、1番目に書いてある資料のことになります。

【森岡委員】 それで、あれですかね、ヒアリングはしたけれども参加したいって人はいないという、そういう結論でしたよね。

【下水道局 筑波契約課長】 はい、そのとおりでございます。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 はい、どうぞよろしくお願いします。

【松本委員】 私が入札監視委員を拝命する前からのお話なので、ちょっと何かポイントがずれていたら申し訳ないのですが。

私の理解だと、途中からの議論がメインになるのですが、従前は管きよますの維持と公共ます設置工事というのがあって、いずれも東京都から下水道メンテナンス協同組合に特命随意契約という形で仕事を発注しているんだけど、その点について、競争性が働かないので、この点について問題があるのではないかという問題意識を踏まえて、従前から議論がなされていたというふうに思っています。

そのうち、管きよ維持補修工事のほうは比較的緊急性が高く、ある程度こちらの下水道メンテナンス協同組合さんをお願いしないと、特命随意契約でお願いしないと実際、管きよが破損した場合に都民が困る可能性が高いので、それは分かります。

他方で、公共ます設置工事については、その管きよと比べるとさほどの緊急性もないので、わざわざ競争性とか透明性に疑義が生じるような特命随意契約を、今後も維持していく必要があるのかどうかというところで、ご検討をお願いしていたというふうに理解しておるところでございます。

それで、なんでそこが問題視され始めたかというのは、私はちょっとその最初のほうはよく分からないのですが。

入札監視委員を拝命したときと同時にいただいた資料のどこかに、下水道局の方のOBの人が、こちらの下水道メンテナンス協同組合さんに再就職をされていて、何かいわゆる、ちょっと語弊があるのかもしれませんが、天下り先なのかもしれないし、そもそも、そういう状況の中で競争性とか透明性が担保されないような契約関係を維持することの妥当性については慎重に検討すべきだと、そういう背景があったのではないかなというふうに理解しておるところでございます。

それを踏まえて、今回いただいた資料を、ちゃんと目を皿にしてしっかり分析したというわけではないのですが。

事前の説明のときにお伺いした説明によりますと、やはり予定されている工事から30日ぐらいでしたっけ。一定の期間内にちゃんと公共ますが設置されて、都民の人が滞りなく、例えば、新居を建てたりしやすいようにするというのを維持するには、なかなか個別の会社さん間で入札するという方法があまりできないのではないかなという、全体とするとそういう調査結果というふうに自分は理解しました。

その辺から誤っていたら、違いますとご指摘いただきたいのですけど、というふうに理解したところです。

では、特命随意契約という形式はもしかして維持する必要があるということになるかもしれないのですけど、その点について、いろいろなご意見があるというふうに思います。

それで、申し上げたかったのは、もし特命随意契約という方式を今後も継続することであるとすると、やはり競争が働いてないということによる透明性の低さが、例えば、東京都から発注した代金はどういうふうの下請けの業者さんに払われているのか、途中で、例えば、中間管理費とかあとは間接工事費とか、もしくは何か別の費目で下水道メンテナンス組合さんのほうに留保されてしまっていて、実際に施工される業者さんたちの収益性を圧迫したりとか、あとはこの組合の中でそのお金がどういうふうに使われているのか、ちゃんと従業員に払われているのかとか、何か内部留保されて何かよく分からないことに使われているとか、そういったことも分からないということだと思ふのですね。

つまり、競争性が働いてないということによる不透明さが、しかも、それは外部の人から見ると、下水道局の方が天下りされているということが相まって、さらにちょっと不信感を持たれやすい状況にあるという、制度としてそれが現状やむを得ないということであるとすると、その不透明さに対してアドレスする必要があるということかなというふうに理解しています。

そこで、例えば、普通に監査を行うとか外部の監査法人を入れて、そのお金が適正に使われているかということを確認するとか、外部から第三者から確認するという制度を盛り込むことが1つの方法かなというふうに思っています。

一方で、監督されている下水道局の方がそれをやってもあまり意味がないということかと思われるので、ここは下水道メンテナンス協同組合さんとか下水道局の方が、何かご自身たちで、今、これは適正ですというふうにおっしゃることはすごく大事だと思うのですけれども。

それに加えて、東京都の別の部署の方で、例えば、契約部会とかほかの第三者的な立ち位置の部署のほうで、何らか監査制度を設けるということを検討されるのが、現実的なところなのかもしれないなというふうに考えているところです。

ポイントがずれていたら申し訳ないのですけれども、私から、いただいた資料を拝見したコメントは以上になります。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

今のコメントに対して、何かお答えされることありますでしょうか。下水道局さんのほうから。

【下水道局 筑波契約課長】 お答えする点を、メンテナンス協同組合の運営状況の確認について、申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

メンテナンス協同組合は中小企業法協同組合法に則り認可を受けておりまして、中小企業庁より官公需適格組合の証明を取得しております。

また、東京都の産業労働局の認可も受けてございまして、毎事業、年度報告を行っております。その中で組合の透明性ということで確認をしております。

これは、下水道局ではなく違うところということになるのですが、当然、運営が不当な場合には検査、命令、解散させられることも規定されておりますので、組合の運営状況の適正さについては、第三者によって確認がなされているという認識でございます。

【松本委員】 ありがとうございます。

どこが監査しているとおっしゃいましたか。

【下水道局 筑波契約課長】 東京都産業労働局の認可を受けておりまして、こちら、産業労働局のほうに毎事業、年度報告を行っております。

【松本委員】 ありがとうございます。

年度報告は、具体的に何を提出されているのでしょうか。

【下水道局 筑波契約課長】 申し訳ございません。すぐにちょっとお答えができないので、後ほどということでもよろしいでしょうか。

【松本委員】 はい。

そうですね。下水道メンテナンス組合さんの、例えば、具体的に、何ていうのですかね。私もちょっと、そこら辺はさほどの専門性がないのですけれども。

一般に懸念されることとしては、受注した工事代金に比して、施工業者さんに払われる金額が相当かどうかであったりとか、また何か、ひょっとすると無駄な人件費がかかっていないとか、そういったところが恐らく懸念されるポイントなのかなというふうに思われるので、ただ単に事業報告ということで一般的な決算書みたいなものが提出されても、あまり意味はないのかというふうに思っています。

どのぐらいのメッシュ感というか、粒度の情報が監査の対象になっているのかということころは気になるところです。

【下水道局 筑波契約課長】 すみません。先ほどお答えできなかったのですが、改めて確認できましたのでご報告させていただきますと、組合は毎事業年度、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分または損失の処理の方法について記載した書面を行政庁に提出しなければならないとなっております。こちらを提出して審査を受けているということでございます。

【松本委員】 ありがとうございます。

【森岡委員】 確か、この件の検討の中で、松本先生はいらっしゃらなかったかもしれないのですが、決算書とかは、我々は拝見した記憶があります。

もちろん、それだけを見て、いいとか悪いとかというのはないわけですが、そういうものが東京都には提出されていて、我々も1回は確認はしているというのは、この経緯ではあったと思います。

【松本委員】 ありがとうございます。

それを見たところで、見て、何かこう、何というか、業者への支払いにどの程度、平た

く言うと何かマージンが取られているのかとか、その対価として実際に提供しているサービスとの相当性であったりとか、そういったものが恐らく重要なかなというふうに思ったりするところです。

決算書等で分かるのか、ちょっと分からないのですけれども、そういった部分ではあって、それを監査するのは、産業労働局ということですね。

【小見部会長】 よろしいですか。今の提出物の中に、総会の議事録とかそういったものも入っているのでしょうか。

【下水道局 筑波契約課長】 産業労働局に提出するものに、総会の議事録などがあるかというお問い合わせでよろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい。

【下水道局 筑波契約課長】 申し訳ありません。そちらについてはちょっと確認して回答ということでよろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい。そう考えると、事業組合だと確か、組合員に仕事を出すときに何%取るかという上限を確か記載しているのかなと思いましたがけれども。

その辺が、見れば、それは分かるかなという気がいたしました。

【下水道局 筑波契約課長】 ありがとうございます。ちょっと確認して、また改めて回答させていただきます。

【小見部会長】 はい。松本先生、よろしいですか。

【松本委員】 はい。ありがとうございます。私からの質問は以上です。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【木下委員】 今回、事前に拝見させていただいた資料の5ページで、ほかの自治体はどうしているんだということを、常に我々は調査というか報告をお願いしています。

これを見ますと、東京都の23区の協同組合への随意契約のやり方だと、その申請から公共ますの設置まで、つまり需要者側に対して工事を提供する期間が30日という縛りの中でなさっていて、ほかは2ないし3か月、長いところは4か月というのがあるので、そういう意味では、この協同組合との随意契約という方式は、やはりスピード感においては優位性はあるというふうに思いました。

特に、23区内で大変大量の工事をスピード感を持ってさばくという点では、随意契約は確かに効率性はあるのだと思います。

そうすると、今度はやはり、今の費用との関係で、やはり1件当たりの要するに平均的に考えて1件当たりの工事単価が非常に高かったりすると、やはりそこで都民の税金が高めに使われてしまっているということになりますので、この5ページのような資料をお作りいただいて、今度は例えば、公共ます工事1件当たりの工事価格の点で、この随意契約方式が優位かどうかなんていうところもお調べいただくと、この随意契約を長年続けることの根拠として優位性が説明できるのではないかと思います。

あと、前のこの報告のときも私のほうで申し上げたのですが、この協同組合に参加した

い事業者さんに対する参入障壁になってないことも非常に重要だと思います。

まさに中小企業の組合ですからスタートアップのように、これから仕事をしようという事業者さんも含めて、非常に開かれた協同組合だということもお示しいただけたらというふうに思います。

今回のご説明を聞いて、より、何というかお話を聞きたいと思ったのはそういう点でした。以上です。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

【森岡委員】 森岡からもよろしいですか。

今まで、一番初め、私が言い始めたのがきっかけなのかもしれませんが、かなり詳細にご検討いただいて、またご尽力いただいたということには、大変感謝したいと思います。

こういう形で、やはり我々が今まで知らなかったことが都民に明らかになるということは非常に重要なことだと思っていますので、その点は議論してよかったかと、私は確か下水道の中にも入らせていただいて見学もさせていただいたという記憶もあります。

その中で1点、最後に、私として、シンプルにご説明を伺って考えたのが、公共ますに関して管きょ維持のほうはともかくですが、公共ますに関してメンテナンス協同組合しかないとしても、形としては入札の形式をとっていいのではないかというのは私の意見です。

我々、ほかの案件で島しょ部だとかいろんな案件で1者入札が長いこと続いていると、実質、もうこのように随契にしたっていいのではないかみたいなことさえ言うような案件をたくさん見てきましたので。

ただ、その際に、やはり入札にしているということは、誰かにチャンスを常に与えているということだと思います。結果として1者入札が続くということは、それはあり得るんだろうと思いますが。

それで、単価契約ですから、随契の単価契約と入札の単価契約も、結局単価を1回決めるという契約締結行為があった後、個別の受発注は続いていくわけですから、その機動性という点では、私自身はあんまり変わらないのではないかなと思っています。それは、随契のほうが早くできるんだってことにはならないのではないのかというふうにはちょっと思っているのです。

手間暇はもちろんかかると思うのです。入札をするということ自体、今までやってないところで、ただそれはやはり都民に対して説明し続けると、このやり方、ここの組合に頼んでいるというのはちゃんと手続を踏んだ上でやっていますよという形を進めることが、私は重要なかなと思っていますところ。

中身をしっかり見ると、松本先生のご意見も、私も当初いろいろそういう話を申し上げて、不当に搾取されているのではないかとかですね、いろいろ思ったのですが。

ただ、やはり、それは1事業者の集まりかもしれないので、あまり東京都がそこに干渉しすぎて中身を全部見せろというのは、法律の枠組みでの監督はもちろんそれは重要な話

ですが、入札の枠組みの中で、入札というか契約の枠組みの中であんまりやりすぎるのは、それはどうかなとちょっと最近思うようになっていて。無駄かもしれないけれども入札形式をとられてはどうですかと。

結果として、組合が落とす、不調となるというか誰も手を挙げないときのリスクというようなご説明もいただいているのですけれども、これは、今までの実績からすれば組合が多分手を挙げられるのは間違いないと思っていますので、それは組合として各事業者を束ねておられますから、今まであった仕事を取りたいというのは当然の話ですから、それに従ってやればいいのではないのかなと。

そんなに、手が挙がらないということによる不調のリスクというのは、考えられる必要は、私はないのではないかなというのが、ちょっと。若干そこを強調されているところは、私にとっては違和感のあるところでありまして。

これが事業者にとって意味があって東京都にとっても必要な仕事であれば、お互いに契約はできるはずだと思っていますので。

今回もやりましたが、1回目が不調になっても2回目の入札でやっているなんてケースもあるわけですから、間があくかあかないか、もちろんあるとは思いますが、そんなに大きい問題はないのではないかなと思いました。

すみません、ちょっと長くなりました。私の意見です。以上です。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

ちょっと今のにも関係するので、私のほうからも発言させていただきます。

事前説明のときに私もいろいろ質問させていただきましたが、私ももちろん公共ますについては入札が可能だと思っています。

それは今の状況の論拠となっているのは1か月程度で設置しないといけないから、そのサービスの低下を招く恐れがあるということだったのですけれども、私が強く申し上げたのは竣工前の1か月前にそういう申請をするということ自体がそれを招いているので、実際にはもっと前に申請ができるはずなのですね。

つまり、特に戸建住宅では、今、建設期間が延びてもう半年どころか1年近くかかったりするという状況ですが、着工する時点で既に公共ますの位置は当然想定されています。途中で動く可能性があるというふうにおっしゃいましたが、実際にはそのようなことはほとんどないはずです。

特に、都内でそんなに大きな土地でなければ、配置は決まってしまうってアプローチやカーポートが決まってしまうと、どこに公共ますを作るかは、例外はあってもほとんど決まりますということ。

半年、1年もかかる工事の中の最後の1か月前に申請をするという仕組み自体がおかしいので、これをもっと前倒しにするというふうにいただければ、幾らでも入札もできるしほかの業者も入れるというふうに申し上げたのですけど。

それはちょっとひょっとすると今の仕組みを少し変えないといけないかもしれないので

すけども、それについてはいかがでしょうか。

【下水道局 重野管路管理課長】 はい。

今、先生におっしゃっていただいたご意見でございますが、施工日が前倒しするとかかなり施工日が自由に決められるということになる幅が、少しでも広がるというところがあるかと思います。

こういった自由になって、それが参入の障壁を取るようなことにもつながるということもあろうかと思いますが、今、意見としていただいたところもございますので、その意見を踏まえまして今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

【小見部会長】 ぜひ、その辺を、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

【松本委員】 ありがとうございます。松本です。

それで、最終的には、いただいたパワーポイントの一番下に結論が書いてあって、今後のご検討とご報告をいただく、何か頻度というかヒアリングみたいなものについて、次は令和10年度ということなので、結構先かなと思っているのですけれども。

先ほど小見先生がおっしゃっていた期間であったり、また木下先生のご指摘されていた他県との比較であったり金額であったり、森岡先生がご指摘されていた入札でもやはりできるのではないかとということも踏まえたご検討というのは、何か引き続き続けていただいて、また近いところでご報告いただいたほうがいいのかというふうに、個人的には思っているところでございます。

【小見部会長】 はい。ということですがいかがでしょうか。

【下水道局 筑波契約課長】 はい。先ほど森岡委員からもお話いただいたところで、競争入札をしたほうがいいのかというのではないかとということで、お話を伺いました。

これまで私ども、業者ヒアリングとか業界の確認ですとか、いろいろな事例確認をしまして、もうちょっとやれるところがないのかということでもいろいろ確認をしてきたところだったのですが、ちょっと残念ながら参入の意向がなかったということで、競争入札、私どもが取り入れる場合、競争できる参加者がいるということを確認した上で公表して、お受けしているというところでございまして。

今のところは、ちょっと残念ながら、すみません。やれるところがメンテナンス協同組合しかないということで、特命随意契約ということでさせていただいております。

ただ、一方で、局として、将来にわたってこういった随意契約が当然であるということも考えておりませんので、業界の動向を注視しながら、またいろいろ検討を重ねながら、こういったメンテナンス協同組合のようにやれる会社が当然出てくるとか、ちょっと検討した結果やれるようになるということもあろうかと思いますが、そういったところで、競争入札についても検討してまいりたいと考えております。

【小見部会長】 それで、今、先ほど私が申し上げたように、1か月程度で工事を終わらせないとけないという状況で、それに対応できるところが今のところそこしかない

いう話なのですが、例えば、2か月、3か月でも、そこしかないのでしょうか。

【下水道局 重野管路管理課長】 2か月、3か月というケースは、ちょっと我々は引き続きといいますか、ヒアリングを実施していきたいと思っておりますので、その中でそういうところの確認というのは把握できるかなと思っております。

【小見部会長】 はい。ぜひそれをやっていただきたいと思います。

1か月前程度に申請するというのをもっと早くしろというと、申請は後であれば後であるほど、業者さんにとってはいいような気もするのですが、そうすると工事費も高くなるかもしれないので、延ばせるところはぜひ延ばしていただきたい。

業者に聞いたら、いや今のままにしてくれって、今のままがいいと言われるかもしれないですけども、要するに前倒しにできない理由があるんだったら、それは何かということを知りたいので、延ばす方向で検討していただかないと、要するに現状を肯定するだけのことになると思いますので。

その辺はそういう視点で、ぜひ今後、また調査を続けていただきたいと思っていますが、それでよろしいでしょうか。

【下水道局 重野管路管理課長】 分かりました。

【森岡委員】 1点、先ほど、ほかに希望する人がいないから随契というか、競争入札にしないのだというお話でしたが、申し上げるまでもありませんが、公共調達においては競争入札が原則なのであって、それがふさわしくない場合、適しない場合に、初めてそこは随契ができる、随意契約ができるという前提で。釈迦に説法で恐縮ですが。

ということで、我々としてはやはりここで議論した結果、まず原則を外してあえて随意契約にしなければいけないという事情がないのに、今、ヒアリングした結果、手が挙がらないということだけでそれが言えるのということ、ちょっとそうじゃないのではないかと。

保持の内容、契約の内容からしても、小見先生のご指摘もありますし、ということを経験しても、原則をまずチャレンジするというのは、私はあると思っていますので。

今、現状維持するという発想からのお話と、正直受け取ってはいます。現状を変えるだけの理由がないでしょというお話だと思うのですが、私からすると、原則が競争入札ですので、それを随契にするだけの根拠が、果たして公共のほうにあるのかというところが、今、問題になっていると思っていますので。

そういう観点をもし共有できると、今後も生産的なお話を、我々サイドと、私も退任するかもしれませんが、いいかなと思っています。以上です。

【小見部会長】 はい。ほかにはよろしいですか。

何か下水道局さんのほうで、お答えされることありますか。よろしいですか。

大体、いろいろ意見が出たと思います。

(異議等なし)

【小見部会長】 それでは、ここで一旦、本件の意見の確認をしたいと思います。

これまでの報告と本日の意見交換を踏まえ、特に問題ないということであれば、局案の

とおり、新規参入の意向について定期的に確認をしていただくこととします。あるいは本日の意見交換をもとに確認の方法等について意見を付すこととしますが、委員の皆さんいかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。

今のお話ですと、何も意見がないというよりは、否定的な意見というわけではないのですが、今のお話をまとめると、公共ますについては引き続きというか、競争入札ができるかどうかという可能性について、もう少し前向きというか積極的に引き続きご検討いただくのがいいのかなと思いますがというような意見でよろしいですかね。どうでしょうか。

【松本委員】 松本です。おっしゃるとおりだと思います。

それで、木下先生がおっしゃっていたほかの自治体における金額との比較であったりとか、小見先生のおっしゃっていたような、例えば、4か月前の発注によって入札方式を取ることとはできないのかとか。

あと、仮に件数が膨大すぎてその入札ができないということであれば、それを少し分割するとか、何か別のマンパワーがかかる部分を、例えば、AIに頼るとか、もう少し前向きな入札の方法について考えていただくということと理解しております。

あとは、先ほど小見先生からご質問いただきました、産業労働局が一応、監査機関ということにはなっているのですけれども、そこに一体、どの程度の資料を開示して、取引の妥当性が検証されているかどうかというところ、また、その組織のあり方として適正かどうかというのがどの程度の検証をされているかというところを調べていただくというところが、確か宿題になっていたかと思うので、そこら辺を議事録に残していただくのがいいのかというふうに思います。

併せて、特命随意でしょうがないから、令和10年度まで調査されないということではなくて、本件については、我々としては基本的には競争入札が原則であるという立場でありますので、引き続き積極的にご検討いただいて、また近いところでご報告を頂戴するということが重要かなというふうに思います。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

というようなことですが、いかがでしょうか。事務局のほう、何か。

【米倉契約調整技術担当課長】 今日、いろいろ意見をいただきましたので、ちょっと意見をこちらのほうで整理させていただきまして、また後ほど確認させていただければと思います。

【小見部会長】 はい、了解しました。

ということで、本件については今日の段階では、これでよろしいでしょうか。

事務局のほうもよろしいですか。まとめになっているのかどうか分からないですが、そんなところでよろしいでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい、こちらのほうでは一旦、失礼いたしました。

【小見部会長】 後でまた議事録等を出していただいて、確認をさせていただきたいとしますので、それも含めて引き続きご検討ください。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】 それでは下水道局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(下水道局職員退室)

【小見部会長】 はい。引き続き、進めてよろしいですか。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい。退室いたしましたので、よろしくお願いします。

【小見部会長】 それでは、以上により議題を終了しますが、各事案の結果について再度確認をさせていただきます。

事務局が記録していると思うので、要点を説明してください。

【鵜澤電子調達担当課長】 はい。電子調達担当課長の鵜澤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

そうしましたら、本日の議論いただいた内容について、少し振り返りをさせていただきます。

まず第1号議案でございます。

談合情報処理にかかる事案でございますけれども、こちらに関しましては官製談合については第三者が入るなどの客観性を担保して、対外的にも説明できる体制を構築すべきとのご意見をいただきました。

それに対しまして、昨年度から官製談合への対応方法見直しを現在行っておりまして、財務局でまず情報集約をいたしまして、外部の方々を必要に応じて弁護士の先生などにご指導いただきまして、よりよいやり方とアドバイスをしていただくということに体制を見直してございます。

また、情報が入り次第、警察への情報提供を行うということも併せて行いますということで、説明をさせていただきました。

本件に関しましては見直し前のものであったことから、今後同様の案件が来た場合に、きちんと運用されているかを注視して確認していきたいとのご意見をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、議案の2番です。

こちらからは定例議案に入りますけれども、溶融式道路標示塗装工事単価契約につきまして幾つかご意見をいただいているもので、長期に同一企業が落札している場合が多いということで、一定の数、希望がありまして、札入れもあるというところではございますけれども、毎回同じところが取っているというところで、地域を取れるこの優位性というものがあるのかというご質問をいただきました。

それに対しまして、方面で場所を決めているという事から、事務所の場所によって優位性があるというふうに考えていると説明をさせていただきました。

また、競争性を働かせるための工夫についてはどのように考えているかとのご質問いた

だきまして、この事業者につきましては本気で取りに来ているということを感じていることから、現状それを上回る会社がないというところで、なかなか難しいというところでご説明をさせていただいているところでございます。それに対し、結果として競争は適切に行われており、本気で取りに行っても安い値段になっているということで、理解したとのご意見をいただいたところでございます。

3つ目の議案についてでございます。

金町浄水場第1高度浄水施設電気設備等改良工事でございますけれども、こちらに関しましては元施工が有利な要素はあるかとのご質問に対しまして、どこのメーカーでも作れるものでありますため、明確に元施工が有利になる要素はないとのご説明をさせていただきました。

また、大企業が多く入りながら辞退ということで、各社とも配置職員の技術者の配置が足りないということになっていると、今後大きな工事ということがなかなかできないことも危惧されてしまうけれども、技術者の配置不足による事態に対してどのようにお考えかとのご質問いただきました。

それに対しまして、各メーカー苦慮しているところですが、都としましては工期が長くなると技術者の確保が必要になってくるとことも考えられますので、適切な工期の設定であったり、発注を平準化するというところを意識して発注することを心がけていきますということで、局のほうから回答させていただいたところでございます。

続きまして、第4議案でございます。

都電荒川線軌道保守その他工事工種別単価請負工事でございますけれども、こちらは路面電車ということで、特殊な技術的なハードルがあるかとのご質問に対しまして、こちらは道路と一緒に走っているというところで、道路補修工事が入ってくるところに特殊性があると回答させていただいてございます。

また、軌道保守工事、こちら直営でできる職員はどの程度いるのかというところで、現在は連携団体の東京交通サービスという会社がありまして、そちらで軌道保守工事を都のOBの方でやっていると、緊急対応ができていう状況でご回答させていただきました。それに対し、今後特定の企業だけしか担えないということであると都民への不安もあるというところなので、都としても、きちんと今後、ほかの業者も含めた育成というところも考えていただきたいというご意見をいただいているところでございます。

続きまして、第5議案でございます。

こちら森ヶ崎水再生センター汚泥消化槽機械設備再構築工事でございます。こちらは大型の工事ということでございますけれども、各社の希望も指名も応札も1者だと競争ということが働いていないのではないかとのご質問に関しまして、本件1者での申込でございますけれども、公表した結果としての1者の入札ということで、十分競争性を発揮しているというふうに回答させていただいてございます。

今回1号、2号ということでしたけれども、今後3号、4号についても一度入札にな

る可能性が高いが、今回のように同じ1者入札にならないような工夫ということでどのようなことは考えられているかということでご質問いただきました。

それに関しましては、現段階でも設計の段階で複数者見積りをもらって、広く事業者のほうに、今後こういう工事が出ますよという、まずアピールはして、できることは現在しているという回答をさせていただきましたけれども、結果的に1者だったというところで、今後、複数者が挙げられるような工夫をさらにしていただきたいということでご意見をいただいたところでございます。

最後、その他ということでございますが、様々、皆様からご意見をいただきました。

こちらに関しましては、公共ますについては引き続き競争入札ができるかどうかという可能性について、積極的に検討いただきたいとのご意見をいただきまして、具体的には他県の事例との比較であったり、申請時期の前倒しであったりとか、産業労働局に提出している資料からの取引の妥当性の検証等、様々なご意見をいただいたものをこちらのほうでも整理をいたしまして、引き続き検討をさせていただきますということで回答させていただきました。

駆け足になりましたが以上でございます。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

結果としては以上のようなことですが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

もし、追加や何かご意見等ありましたらお願いします。よろしいですかね。

(異議等なし)

【小見部会長】 特に追加のご意見がありませんので、先ほど申し上げた内容を結果とさせていただきますと思います。

その他、ご発言等よろしいでしょうか。

全体を通してでも何でも結構です。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】 はい。それではありがとうございます。事務局に進行をお返しします。

【須藤契約調整担当部長】 小見部会長、議事進行ありがとうございます。委員の皆様方、長い時間にわたりご意見をいただきましてありがとうございます。

最後になりますが、木下委員、森岡委員が令和7年8月30日をもって任期満了でご退任となります。

本日の部会が臨時の案件等なければ最後となる予定でございますので、大変恐縮でございますが、一言ご挨拶を頂戴できればと存じます。

はじめに、木下委員、お願いできますでしょうか。

【木下委員】 この東京都の入札監視委員会の仕事をさせていただきまして、東京都のたくさんある工事をいろいろ拝見し大変勉強になりました。

私はいろんな機関の入札監視委員会を経験したのですが、やはり東京での工事あ

るいは東京を支える工事ということで、大変意義深いものだったと思っております。

これから関係各所の皆さん、東京の発展のために、維持発展のために頑張ってください。本当に、小見先生はじめ皆さん、ありがとうございました。

【須藤契約調整担当部長】 ありがとうございました。

それでは森岡委員、お願いできますでしょうか。

【森岡委員】 長年お世話になりました。

委員の先生方も事務局の皆さんも、いろいろいろいろなことを思いつきで言ってご迷惑をおかけしたかもしれませんが、私自身は本当に勉強させていただいて自分自身の非常にいい経験になったなと思っております。

ちょっと残念な気もしますが、このくらいがちょうど区切りがいいんだろうなと思いますので、また引き続き先生方あるいは事務局の皆さん、よろしくお願いいたします。以上です。

【須藤契約調整担当部長】 ありがとうございました。

木下委員、森岡委員には、平成29年8月から8年間、委員を務めていただきました。その間、貴重なご意見をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

小見部会長、松本委員には引き続きお忙しい中とは存じますが、ご協力をいただくことになりますが、よろしくご指導のほどお願いしたいと存じます。

【松本委員】 よろしくお願いいたします。

【須藤契約調整担当部長】 よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の部会を閉会とさせていただきます。

これにてご退室いただいて結構でございます。本日は誠にありがとうございました。

——了——